明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十四年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令（二六四）　二
○東日本大震災の被害者の特許法第十七条の三の規定による願書に添付した要約書の補正等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（二六五）　二

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一二一）　四
○商業登記規則及び動産・債権譲渡登記規則の一部を改正する省令（**法務**二五）　五
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（**同**二六）　五
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**同**二七）　五

〔告　示〕

○原子力損害賠償支援機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件（**内閣府・文部科学・経済産業**一）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**四八）　五
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**四九）　六
○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（**法務**四〇三）　六
○原戸籍が滅失した件（**同**四〇四）　六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件の一部を改正する件（**外務**二九八）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一六五七）　七
○鉄鋼産業の活力の再生及び事業の革新に向けた基本指針（事業分野別指針）（**経済産業**一八三）　七
○個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件（**同**一八四）　八
○信号符字を点附した件（**国土交通**八六〇）　八
○信号符字を取り消した件（**同**八六一）　九
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**八六二）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**八六三）　九

〔国会事項〕

○内閣府　財務省　一〇

〔人事異動〕

〔皇室事項〕　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁
建設業の許可の取消処分、不動産鑑定士に対する懲戒処分、不動産鑑定業者に対する監督処分関係　一二

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三

会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十四年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令（政令第二六四号）（財務省）

1　平成二四年度予算に係る財政法第一七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二二年勅令第一六五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、平成二三年九月三〇日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災の被害者の特許法第十七条の三の規定による願書に添付した要約書の補正等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（政令第二六五号）（経済産業省）

1　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項（平成八年法律第八五号）の規定に基づき、東日本大震災の被害者の特許法（昭和三四年法律第一二一号）、実用新案法（昭和三四年法律第一二三号）、意匠法（昭和三四年法律第一二五号）、商標法（昭和三四年法律第一二七号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三〇号）に係る権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二三年八月三一日から平成二四年三月三一日に延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。